

2026 年 5 月 11 日

SAAF ホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 左奈田直幸

株主の皆様へ（2026 年 5 月 12 日開催 株主主催臨時株主総会への対応について）

株主の皆様におかれましては日頃のご支援に関しまして誠に感謝申し上げます。

さて、標記 2026 年 4 月 27 日に株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）より召集通知が発せられた当社臨時株主総会におきまして、当社現経営陣からの「当社委任状による議決権行使のお願い」につきましてご協力、誠にありがとうございます。既報のとおり、当社取締役会は当社の企業価値向上および株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当該臨時株主総会における株主提案についてはいずれの議案にも反対する方針としております。

開催日直前の最後の最後まで、株主の皆様の絶大なるご支援をいただき、予想以上の当社支援表明の委任状が当社に届いております。伏して感謝申し上げます。

本日開示いたしました当社 2026 年 3 月期の決算報告でもお示しました通り現経営陣による構造改革は順調に推移しており、売上高は微増の 295.8 億円ではありますが営業利益は 10.9 億円、経常利益は 10.0 億円、親会社株主に帰属する当期純利益は 4.6 億円といずれも過去最高益を達成することができました。加えて日頃の株主の皆様のご支援にお応えするため年間配当として一株当たり 4.5 円の上場来初の配当を実施する予定でございます。

そのような状況のもと、当社は、2026 年 4 月 28 日付けにて当該臨時株主総会招集株主である前氏の代理人より、当社による不公正な委任状勧誘による議決権行使が行われるとして、当社側が送付、回収した委任状に基づく議決権行使を無効と取り扱う可能性がある旨の一方的な「警告書」を受領し、以降前氏側と、5 月 4 日付当社作成「緊急訂正要望書」、5 月 7 日付前氏側作成「通知書」、5 月 9 日付当社作成「再反論書」、5 月 11 日付前氏側作成「通知書」などのやり取りを継続させていただきましたが、前氏側における当社の提出委任状についての取り扱いの方針に変更はありませんでした。結論として、当社といたしましては当該臨時株主総会における決議方法につきましては委任状の取り扱いが株主平等原則に反する不当なものであると認識せざるを得ず、この状態で株主の皆様方からお預かりした貴重な委任状を前氏側に提出することは、当社をご支援いただく株主の皆様の意に反することも生じかねないと判断いたしました。よって今般、当該臨時株主総会における議案決議については「議決権不行使」とすることとし、株主の皆様方からお預かりした大切な委任状の提出は断腸の思いではありますが断念させていただきます。

当社現経営陣は今回においては議決権不行使という苦渋の立場をとらせていただきまし

たが、近く開催予定の定時株主総会におきまして公正、公平な議決権の取り扱いのもとで業績、株主還元方針、中期経営計画等を含めた経営実績と方針について改めて株主の皆様
の信任を得る場を設けたいという強い思いを抱いております。

当社は、今後も株主の皆様のご期待に応えるべく役職員一丸となって企業価値、および
株主共同利益の持続的向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き
ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上